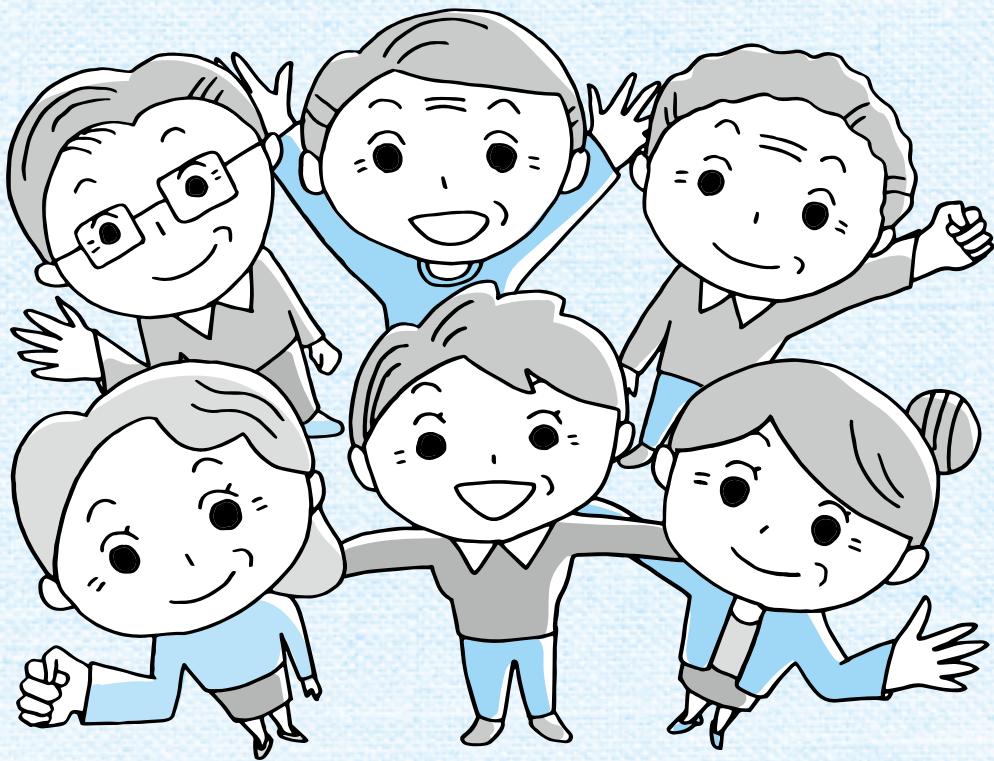


いつまでも生き生きと



認知症かも? 不安になったら

もの忘れ相談(予約制)

物忘れには、加齢によるものと認知症によるものなどがあります。認知症は、早期発見・早期治療により、進行を遅らせたり、症状を軽くしたりできる可能性があります。

専門医が応じますので、気軽に相談してください。

日時||10月5日(火) 午後1時30分
から(1組当たり30分)

会場||市役所5階501会議室
内容||精神科医による個別相談、福祉サービスの情報提供など

対象||物忘れが気になる人、認知症の不安がある人やその家族など

ど

現在、市内の65歳以上の高齢者は約3万1、100人。多くの人は健康で自立した生活を送っていますが、支援を必要とする人もいます。皆さんのが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、市が行っているさまざまなサービスを紹介します。

定員||3人(先着順)
相談料||無料

申し込み方法||9月28日(火)までに
介護保険課(☎20-1545)へ

成年後見制度利用支援事業

法定後見制度の利用が必要と思われ、申し立てを行う親族がいい人を対象に、申し立ての支援を行います。

また、それに伴う必要な費用や後見人などの報酬の全額または一部を助成します。

徘徊高齢者等早期発見ステッカー

認知症などによる行方不明者の早期発見や身元確認のため、行方不明になる恐れがある65歳以上の高齢者の緊急連絡先などの個人情報を登録し、履物の爪先・かかとの貼るステッカーを交付します。

利用料は無料です。

暮らしへ見守ります

独居高齢者の見守り支援

70歳以上の人一人暮らしで、配食サービス、デイサービス、ホームヘルプサービスなどを週1回以上利用していない人に、2週間に1回乳酸菌飲料を届ける、または毎日定時に自動音声による電話連絡を行い、孤独感の解消と安否確認を行います。

利用料は無料です。

独居高齢者ぶれあい訪問等サービス

65歳以上で一人暮らしの人を対象に、地区の民生委員などが毎月1回の訪問などを行い、地域社会とのつながりを保ちながら安否確認をします。利用料は無料です。

徘徊高齢者等位置探索サービス
徘徊する高齢者などの居場所を早期に発見できる、衛星回線(GPS)を利用した機器を貸し出します。

配食サービス

自分で調理することが難しい人に、栄養のバランスが取れた食事を届け、安否確認をします(1月1日～3日を除く毎日の昼食)。

対象＝週1日以上利用する、おむね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯(日中高齢者のみとなる世帯を含む)

利用料＝1食当たり300円

緊急通報装置

自宅での急病や事故の際、ボタンを押すだけで、近所への連絡や救急車の手配などが行われます。

毎年、課税状況に応じて利用料の見直しがあります。

対象＝65歳以上の一人暮らし、または高齢者世帯(日中高齢者のみとなる世帯を含む)

支給額＝月額1万3,000円

③高齢者及び障害者介護者手当

対象＝①または②の対象者で3年

以上市内に居住し、家族などによる介護を受けている人

支給額＝月額1万2,000円

住宅改造費の助成

介護が必要な高齢者の住宅改修について、介護保険から上限20万円で、費用の7～9割が支給されます。

利用料＝1カ月当たり市民税所得割非課税世帯は無料。課税世帯は1,100円(オプションで安否確認センサーを設置する場合は1,265円)

移送サービス

医療機関や福祉施設、公的機関などへの移動に利用できます。利用するには事前に登録が必要です。

対象＝在宅で一人での外出が困難な人で、介護認定を受けている人または障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を持つている人

登録料＝2,400円(4～9月に申し込んだ人)、1,200円(10～3月に申し込んだ人)

手当や助成

福祉手当

在宅で65歳以上の寝たきり、または重度の認知症の人を対象に手当を支給します。

①②は併給できません。また、高齢者の市民税所得割額が16万円

手当や助成

在宅で65歳以上の寝たきり、ま

たは重度の認知症の人を対象に手

当を支給します。

①②は併給できません。また、

高齢者の市民税所得割額が16万円

以上の場合は対象となりません。

①ねたきり高齢者福祉手当

対象＝寝たきりで日常生活に介助を要する状態が6カ月以上続いている人

支給額＝月額1万3,000円

②重度認知症高齢者介護者手当

対象＝重度の認知症により日常生活を営むために常時介護を要する状態が6カ月以上続いている人

支給額＝月額1万2,000円

人の介護者

支給額＝月額1万3,000円

③高齢者及び障害者介護者手当

対象＝①または②の対象者で3年

以上市内に居住し、家族などによる介護を受けている人

支給額＝月額1万2,000円

利用方法

サービス施設で施術を受けたとき

に券を渡す

そのほかのサービス

はり・きゅう・マッサージ施設利用の助成

市に登録している、はり・きゅう・マッサージ施設での施術料金を助成する券を発行しています。

○そのほか(利用者の自宅から目的地まで30キロメートル以内)

対象＝65歳以上の一人暮らし、または高齢者世帯で取り付ける住

宅の所有者、または所有者の承諾を受けた人

オンラインデマンド交通

市内在住の70歳以上で、介助なしで車両の乗り降りができる人を

対象とした乗り合い型の交通機関を運行しています。

自宅から歩いて行ける範囲に乗降場を設け、目的地の乗降場まで運行します。利用するには事前に登録が必要です。

運行日時＝月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前7時30分～午後5時30分

料金＝1人1回当たり500円

利用方法＝月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前8時～午後5時30分

寝具乾燥サービス

寝具を自然乾燥させることができます。

寝たきり、または認知症などの人(一定の要件を満たす65歳以上)に紙おむつを無料で宅配します。

設置料＝無料(市民税所得割課税世帯は2,750円)

紙おむつの給付

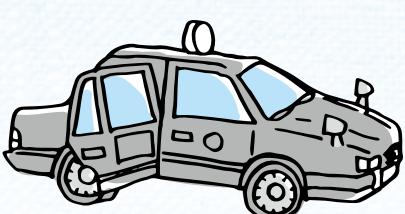
在宅で紙おむつを使用している寝たきり、または認知症などの人(一定の要件を満たす65歳以上)に紙おむつを無料で宅配します。

寝具乾燥サービス

寝具を自然乾燥させることができます。

寝たきりの65歳以上の一人暮らしの人や高齢者世帯などを対象に、専門業者が自宅を訪問し、寝具の乾燥を無料で行います(利用は月1回まで)。

※ぐわしくは高齢者福祉課(☎20-1537)へ。もの忘れ相談については介護保険課(☎20-545)、独居高齢者ふれあい訪問等サービスについては成田市社会福祉協議会(☎27-7755)、移送サービスについてはボランティアセンター(☎27-8010)へ。



八街市、神崎町、多古町・700円(本市から車両走行距離が2キロメートル以内の場合は500円)

利用する日の7日前から乗車を希望する30分前までに申し込む

住宅用火災報知器の設置

対象＝65歳以上の一人暮らし、または高齢者世帯で取り付ける住

宅の所有者、または所有者の承諾を受けた人

設置料＝無料(市民税所得割課税世帯は2,750円)

紙おむつの給付

在宅で紙おむつを使用している寝たきり、または認知症などの人(一定の要件を満たす65歳以上)に紙おむつを無料で宅配します。

寝具乾燥サービス

寝具を自然乾燥させることができます。

寝たきりの65歳以上の一人暮らしの人や高齢者世帯などを対象に、専門業者が自宅を訪問し、寝具の乾燥を無料で行います(利用は月1回まで)。

※ぐわしくは高齢者福祉課(☎20-1537)へ。もの忘れ相談については介護保険課(☎20-545)、独居高齢者ふれあい訪問等サービスについては成田市社会福祉協議会(☎27-7755)、移送サービスについてはボランティアセンター(☎27-8010)へ。

後5時に、オンラインデマンド交通専用ダイヤル(☎24-0080)へ。

利用する日の7日前から乗車を希望する30分前までに申し込む

住宅用火災報知器の設置

対象＝65歳以上の一人暮らし、または高齢者世帯で取り付ける住

宅の所有者、または所有者の承諾を受けた人

設置料＝無料(市民税所得割課税世帯は2,750円)

紙おむつの給付

在宅で紙おむつを使用している寝たきり、または認知症などの人(一定の要件を満たす65歳以上)に紙おむつを無料で宅配します。

寝具乾燥サービス

寝具を自然乾燥させることができます。

寝たきりの65歳以上の一人暮らしの人や高齢者世帯などを対象に、専門業者が自宅を訪問し、寝具の乾燥を無料で行います(利用は月1回まで)。

※ぐわしくは高齢者福祉課(☎20-1537)へ。もの忘れ相談については介護保険課(☎20-545)、独居高齢者ふれあい訪問等サービスについては成田市社会福祉協議会(☎27-7755)、移送サービスについてはボランティアセンター(☎27-8010)へ。